

## ～相談事例～

### こんな時、どうするの

食品製造工場で使用していたプラスチックのコンテナを譲り受けて、自家用に使用していました。不要になったのでクリーンセンターに搬入したら、産廃は受け入れられないと断られました。産廃の処理をやっているところでも個人はねえと断られてしまいました。どうしたらいいですか。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

私は、物置小屋の掃除をして、使い古したコンテナがたくさんあり物置小屋を占有しているので廃棄したいと、クリーンセンターに搬入しました。しかし、これは産廃だと言われてしまい持ち帰ってきたのですが、どうしたら良いですか。個人で使っていたものですが、工場で使っていたものを譲り受けて使っていたものは産廃なんですか？産廃の業者に聞いたら家庭から出たものは受け付けられないって。どうしたらいいでしょう。

(協会)

家庭で使っていたものは、一般廃棄物ですので、クリーンセンターで処分してほしいのですが、大量なので断られたのでしょうか。市役所には相談しましたか？

(相談者)

市役所とクリーンセンターは違うんですか？

(協会)

家庭で使用し処分したいものについては、市の責任で処分することにはなっていますが、適正処理しなければいけませんから秩序ある搬入を市民に求めています。大量であったり処理が難しいものを「処理困難」としてお断りすることがありますが、今回は大量にあったようですね。

(相談者)

そうかもしれません。だから産業廃棄物を処分してくれるところを知りたいです。

(協会)

産業廃棄物でないものを産業廃棄物の業者が取り扱うことができませんので、ご紹介できないのです。

(相談者)

では、市役所に聞いてみます。

=====

(相談者)

事業で使っていたものは受け入れられないの一点張りで困りました。私は、このコンテナを使っていた食品工場で働いていたのですが、今はその工場は廃業しているのです。

(協会)

あなたが使用していて不要になったわけで、あなたが廃棄するのであれば一般廃棄物であることには間違いありません。工場にお返しし、使用後に産業廃棄物となる道はあったかもしれませんが。廃業しているということですので、その方法も難しいのですね。ところで、一度、産廃の業者に話をもち掛けて「個人との契約はできない」ということでしたが。

(相談者)

個人との契約は受けてくれないというのです。

(協会)

個人事業主というケースもありますから、一概に個人としての契約を否定するものでもありません。市は事業で使ったものは産業廃棄物と判断しているようですね。仕方がありません。市から「自分で処分するように」と指導されていると説明し、産廃と一廃の両方の許可を持つ業者を紹介しましょう。適正処理ができることが第一ですね。

(相談者)

聞いてみます。よかったです。